

# 上市町認可地縁団体印鑑登録証明事務処理要綱

平成 21 年 9 月 14 日

上市町告示第 49 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 260 条の 2 第 1 項の規定による町長の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）の代表者等に係る印鑑（以下「認可地縁団体印鑑」という。）の登録及び証明に關し必要な事項を定めるものとする。

(登録の資格)

第 2 条 認可地縁団体印鑑の登録を受ける資格（以下「登録資格」という。）を有する者は、認可地縁団体の代表者とする。

2 次の各号に掲げる者のいずれかが選任されている認可地縁団体においては、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる者をもって登録資格を有する者とする（以下これらの登録資格を有する者を「代表者等」と総称する。）。

- (1) 裁判所により選任された代表者の職務代行者
- (2) 法第 260 条の 9 に規定する仮代表者
- (3) 法第 260 条の 10 に規定する特別代理人
- (4) 法第 260 条の 24 又は第 260 条の 25 に規定する清算人

(登録申請)

第 3 条 認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、登録を受けようとする印鑑を自ら持参し、認可地縁団体印鑑登録申請書（様式第 1 号）により、町長に登録の申請をしなければならない。この場合において、申請者は、認可地縁団体印鑑登録申請書に上市町印鑑条例(昭和 51 年上市町条例第 26 号)の規定に基づき登録されている申請者の個人の印鑑（以下「個人印鑑」という。）を押印しなければならない。

(登録印鑑)

第 4 条 登録することができる認可地縁団体印鑑は、1 団体につき 1 個に限るものとする。

2 町長は、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑が次に掲げるもののいずれかに該当する場合には、当該認可地縁団体印鑑を登録しないものとする。

- (1) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- (2) 印影の大きさが 1 辺の長さ 8 ミリメートルの正方形に収まるもの又は 1 辺の長さ 30 ミリメートルの正方形に収まらないもの
- (3) 印影を鮮明に表しにくいもの
- (4) その他登録を受けようとする認可地縁団体印鑑として適当でないもの

(登録申請の確認)

第 5 条 町長は、申請者から認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、当該認可地

縁団体につき地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 21 条第 2 項の規定により作成された台帳(以下「地縁団体台帳」という。)の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合するほか、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項等について審査した上で、登録するものとする。

（認可地縁団体印鑑登録原票）

第 6 条 町長は、認可地縁団体印鑑登録原票を備え、印影のほか次に掲げる事項を登録するものとする。

- (1) 登録番号
- (2) 登録年月日
- (3) 認可地縁団体の名称
- (4) 認可地縁団体の主たる事務所の所在地
- (5) 認可地縁団体の認可年月日
- (6) 登録資格の区分
- (7) 代表者等の氏名
- (8) 代表者等の生年月日
- (9) 代表者等の住所
- (10) その他町長が必要と認める事項

（認可地縁団体印鑑登録証明書の交付）

第 7 条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、町長に対して認可地縁団体印鑑登録証明書（様式第 2 号）の交付を申請する場合には、認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（様式第 3 号）に登録している認可地縁団体印鑑を押印して、自ら申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項及び地縁団体台帳の記載事項に基づき審査するとともに、認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書に押印された認可地縁団体印鑑の印影と認可地縁団体印鑑登録原票に登録された印影との照合を行い、当該申請が適正であることを確認した上で、申請者に対して認可地縁団体印鑑登録証明書を交付するものとする。

（認可地縁団体印鑑登録証明書）

第 8 条 認可地縁団体印鑑登録証明書は、認可地縁団体印鑑登録原票に登録されている印影の写しについて町長が証明するものとし、併せて次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 認可地縁団体の名称
- (2) 認可地縁団体の主たる事務所の所在地
- (3) 登録資格の区分
- (4) 代表者等の氏名
- (5) 代表者等の生年月日

2 町長は、認可地縁団体印鑑登録証明書を作成するに当たっては、特に印影の写しが鮮明になるような方法により複写するものとする。

(認可地縁団体印鑑登録の廃止申請)

第9条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、当該印鑑の登録を廃止しようとする場合には、認可地縁団体印鑑登録廃止申請書(様式第4号)に当該認可地縁団体印鑑を押印して、自らその旨を町長に対して申請しなければならない。

2 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、当該印鑑を亡失した場合には、前項の規定にかかわらず、認可地縁団体印鑑登録廃止申請書に個人印鑑を押印して、直ちに自らその旨を町長に対して申請しなければならない。

(登録事項の修正)

第10条 町長は、法第260条の2第11項の規定に基づく届出により、認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項に変更(認可地縁団体印鑑登録の抹消に係るものを除く。)が生じたことを知ったときは、職権によりこれを修正するものとする。

(認可地縁団体印鑑登録の抹消)

第11条 町長は、次の各号に掲げる事由に該当する場合は、職権により認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。この場合において、第3号又は第4号に掲げる事由に該当して登録を抹消したときは、当該印鑑登録を受けている者にその旨を通知するものとする。

- (1) 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の登録資格に変更が生じた場合
- (2) 法第260条の20の規定に基づき認可地縁団体が解散した場合
- (3) 認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名の変更により登録印鑑として適当でないと認められた場合
- (4) その他認可地縁団体印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたことを知った場合

2 町長は、第9条第1項又は第2項の申請があったときは、これを審査した上で、当該申請に係る認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。

(代理人による申請)

第12条 地方自治法施行規則第19条第1項第1号トに規定する代理人を置いている団体にあつては、委任の旨を証する書類を添えて、当該代理人によりこの要綱に定める申請をすることができる。この場合において、第3条中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者」とあるのは「認可地縁団体印鑑登録を受けようとする者の代理人」と、第7条第1項及び第9条中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の代理人」とそれぞれ読み替えるものとする。

(閲覧の禁止)

第13条 認可地縁団体印鑑登録原票その他認可地縁団体印鑑の登録又は証明に関する書類は、閲覧に供しない。

(質問及び調査)

第 14 条 町長は、認可地縁団体印鑑の登録又は証明の事務に関し必要と認めるときは、当該事務に従事する職員に、関係者に対し質問をさせ、又は必要な事項について調査させることができる。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

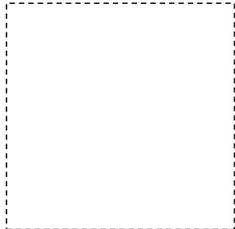
この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

認可地縁団体印鑑登録申請書

上市町長 宛

年 月 日

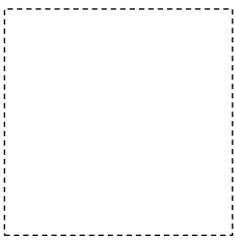
登録しようとする 認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の名称	
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地	中新川郡上市町
	( 資 格 ) 名 氏	( ) 印
	生 年 月 日	明・大 年 月 日 昭・平
	住 所	中新川郡上市町
<p>上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。</p> <p>申請者 <input type="checkbox"/> 本人    { 住所</p> <p>          <input type="checkbox"/> 代理人    { 氏名</p>		

(注意事項)

- 1 この申請は、本人が自ら手続をしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録しようとする認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。
- 3 氏名の欄には本町において登録されている個人の印鑑を押印してください。
- 4 資格（ ）の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

様式第2号（第7条、第8条関係）

認可地縁団体印鑑登録証明書

印影	認可地縁団体の名称	
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地	中新川郡上市町
	(資 格) 氏 名	( )
	生 年 月 日	年 月 日

この写しは、登録された印影に相違ないことを証明します。

年 月 日

上市町長 印

様式第3号（第7条関係）

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

上市町長

宛

年 月 日

登録されている 認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の名称	
<div style="border: 1px dashed black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"></div>	認可地縁団体の主たる事務所の所在地	中新川郡上市町
	( 資 格 ) 氏 名	( )
	生 年 月 日	明・大 昭・平 年 月 日
<p>上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書_____枚の交付を申請します。</p> <p>申請者    <input type="checkbox"/> 本人    { 住所</p> <p>          <input type="checkbox"/> 代理人    { 氏名</p>		

(注意事項)

- この申請は、本人が自ら手続をしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 資格（ ）の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

様式第4号（第9条関係）

認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

上市町長

宛

年 月 日

廃止しようとする 認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の名称	
<div style="border: 1px dashed black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"></div>	認可地縁団体の主たる事務所の所在地	中新川郡上市町
	( 資 格 ) 氏 名	( )
	生 年 月 日	明・大 昭・平 年 月 日
<p>上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請します。</p> <p>申請者 <input type="checkbox"/> 本人      { 住所</p> <p style="margin-left: 150px;"><input type="checkbox"/> 代理人      { 氏名</p>		

(注意事項)

- 1 この申請は、本人が自ら手続をしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録している認可地縁団体印鑑を亡失した場合は、氏名の欄には本町において登録されている個人の印鑑を押印してください。
- 3 資格（ ）の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。